



催しで開設される露店等について 条例化されました。

(平成27年4月1日施行)

平成25年8月15日に福知山花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、対象火気器具等を使用する露店等を開設する際には「**露店等の開設届出書(様式第15号)**」の届出と「**消火器の準備**」が必要となります。また、特に規模の大きい催しは、[指定催し]として指定され、主催者による「**火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第3号)**」の提出が必要となります。

催しとは

※近親者のみで行うバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しは除きます。

一時的に一定の場所に人が集合するイベントや行事のことをいいます。

例：祭礼、縁日、花火大会、納涼祭、バザー、フリーマーケット、学区運動会、文化祭など

露店等とは

露店、屋台その他これらに類する店舗で、物品等を販売又は提供するものをいいます。

対象火気器具等とは

例：移動式ストーブ、調理用器具、移動式コンロ、携帯発電機、電気ストーブ、電気コンロ、電気天火(オーブン)、電気レンジ、電子レンジ、IH調理器、電気乾燥機、電気温水器などをいいます。

消火器について

祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を取扱う露店等は、店舗ごとに消火器を準備することが必要となります。

※なお、対象火気器具等のうち電気を熱源とするホットプレートや、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具)については、消火器の準備を推奨するものとします。

露店等の開設届について

対象火気器具等を取扱う露店等を開設する際には、あらかじめ「**露店等の開設届出書(様式第15号)**」を催しを開催する所轄の消防署へ届け出てください。

露店等、消火器、携帯発電機、ガソリン等の危険物は、その位置を示した配置図や資料を添付してください。

指定催しとは

大規模な催し(露店等の数が100店舗を超えるもの。)で火災が発生した際に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれのあるものとして指定されたものです。

指定の方法

指定催しを指定する方法は、催し的主催者と消防機関の間で事前に協議を行い、消防長が指定を行います。

指定催し的主催者の責務

指定催しを開催するにあたり、主催者は「**防火担当者の選任**」が必要となります。選任した防火担当者に「**火災予防上必要な業務に関する計画提出書(様式第3号)**」を作成させ、催しの開催の14日前までに催しを開催する所轄の消防署へ提出してください。開催当日に、計画書のとおり露店等、対象火気器具等や消火器が配置されているか、客席等が火災予防上安全な位置に配置されているかなどを確認します。